

一般社団法人兵庫県理学療法士会
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県理学療法士会の役員に支給する報酬（以下「役員報酬」という。）に関することを定めることにより、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

(役員)

第2条 この規程に基づいて役員とは、定款第23条に定める役員のうち会長、副会長、常任理事、理事、監事とする。

(役員報酬等)

第3条 役員報酬等は、その役員業務に対して支給するものとし、交通費以外の手当は含まない。

(役員報酬等の額)

第4条 役員報酬等の額は、理事会の決議により決定するが、別表の報酬上限一覧表の範囲内とする。

(組織調整委員会)

第5条 組織調整委員会は、理事会の委託を受け、役員勤務形態に応じた報酬等の額・勤務条件等について答申する。

本規程は平成29年6月25日より施行する。

別表 報酬上限一覧表

役職名	常勤役員上限報酬（年俸）
会長	800
副会長	700
常務理事	600
理事	600
監事	600

(単位：万円)